

# 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を 防止するための規定について (内閣官房)

新型インフルエンザ特別措置法等第13条第2項において、新たに差別的取扱い等の防止に関する規定が設けられました。

規定の具体的内容は下記〈ご参考〉に記載されていますので、事業所におかれましても、新型コロナウイルス感染症に起因する差別的な取扱い等の防止についてご配慮いただきますようお願いいたします。

〈ご参考〉 [新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定が設けられました！](#)